

高齢者等虐待防止のための指針

医療法人相生会 金隈病院

第1条 【高齢者等虐待防止に関する基本的な考え方】

『高齢者等』の定義

高齢者虐待防止法(第2条第1項)では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。

ここでは、上記「高齢者」以外の65歳未満の者も含め、以降『高齢者等』と記す。

当院・当事業所では、高齢者等虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者等の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利・利益の擁護に資する事を目的に、高齢者等虐待の防止とともに高齢者等虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者等虐待に該当する次項の行為のいずれも行う事がない。

(虐待の定義)

1) 身体的虐待

高齢者等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある暴行を加えること。

2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3) 心理的虐待

高齢者等に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者等に対してわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

高齢者等の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等の範囲」は、介護保険法に規定される以下のもの。

養介護施設) 介護老人保健施設、介護医療院

要介護事業) 居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス・支援事業

養介護施設従事者等) 養介護施設、要介護事業の業務に従事する者

第2条 【高齢者等虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項】

1. 構成員、各責務・役割

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「高齢者等虐待防止検討委員会」を組成する。

なお、高齢者等虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバー、各メンバーの責務、役割分担について下記の通りとする。

(1) 高齢者等虐待防止検討委員会の責務

① 高齢者に限らず被保険者の人権を保守出来るよう監督する。

② 利用者が安心・安全に介護保険サービスを利用出来る機会を保守する。

- ③ 虐待の発生又はその再発防止に向け、虐待発生の防止策・再発防止策の検討・実施。
- ④ 虐待発生の防止策・再発防止策の実施状況の監視。
- ⑤ 虐待についての知識・意識向上に向けた取り組みの実施。
- ⑥ 虐待発生時の適切な判断・指示・命令を行う機関としての役割。

(2) 虐待防止責任者（院長・医療安全管理部門管理者・各部門管理者）の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務。
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い。
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者。
- ④ 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

(3) 高齢者等虐待防止担当者（各部門の担当者）の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付。
- ② 職員からの虐待通報受付。
- ③ 虐待内容と契約者の意向の確認と記録。
- ④ 虐待内容の委員会への報告。
- ⑤ 保険者への報告。

(4) 各事業所職員の責務

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 施設内における高齢者等虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ③ 施設において虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した場合、職員は速やかに高齢者等虐待防止担当者へ報告する。
- ④ 虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し、速やかな解決に繋げる。

2. 会議手段

会議の実施に当たっては、各構成員対面での会議を基本とする。場合によってはテレビ会議システム、電子メールでの意見交換等の手段を用いることがある。

3. 委員会の開催

年2回以上、緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、以下について協議する。

- ① 高齢者等虐待防止検討委員会、その他事業所内の組織に関する事。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事。
- ③ 従業者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関する事。
- ④ 虐待について、従業者が相談・報告出来る体制整備に関する事。
- ⑤ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる、再発の確実な防止策に関する事。
- ⑥ 発生の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事。
- ⑦ 虐待の防止のために職員研修の内容に関する事。

第3条 【虐待の防止のための職員研修に関する基本方針】

1. 職員に対する権利擁護及び高齢者等虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。
2. 研修は年2回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
3. 研修内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

第4条 【虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針】

1. 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
2. また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

第5条 【虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項】

1. 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、高齢者等虐待防止担当者に報告する。虐待者が高齢者等虐待防止担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
2. 高齢者等虐待防止担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談、報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が高齢者等虐待防止担当者の場合は、他の上席者が高齢者等虐待防止担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
3. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
4. 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
5. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、高齢者等虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
6. 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
7. 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

第6条 【成年後見制度の利用支援に関する事項】

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

第7条 【虐待等に係る苦情解決方法に関する事項】

1. 虐待等の苦情相談について、各部門担当者(高齢者等虐待防止担当者)は、寄せられた内容について各部門管理者に報告する。
2. 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
3. 対応の流れは、前述の第5条に依るものとする。
4. 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

第8条 【利用者などに対する当該指針の閲覧に関する事項】

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができる。

第9条 【その他虐待の防止の推進のために必要な事項】

1. 前述の第3条に定める研修のほか、福岡市により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る

(附則)

本指針は、下記の併設施設及び事業所におけるものとする。

【養介護施設】

介護老人保健施設 楽陽園

介護医療院かねのくま

【養介護事業】

かねのくま訪問看護ステーション

金隈介護プランサービス

通所リハビリテーション

訪問リハビリテーション

本指針は、令和6年4月より施行する。

(改版)

第一版 令和6年2月1日